

# 障害者のための福祉

## 在宅重度障害者などに福祉タクシー利用補助

在宅重度障害者などの社会活動の促進と日常生活の利便を図るため、通院や日常生活でタクシーを利用する場合、運賃の一部を補助します。

対象者  
● 身体障害者1級または2級の方（ただし聴覚・言語、肢体不自由・上肢の障害は除く）  
● 知能指数35以下または療育手帳がA1・A2の方

● 特定疾患医療受給者証・小児特定疾患給付通知の交付を受けている方  
補助内容  
● 利用券（一枚500円）による運賃の補助（通して利用できず）

● 利用者交付枚数は、年間78枚以内（人工透析を受けている方は、年間156枚以内）  
（担当は、健康福祉課）

## 身体障害者に補装具を交付（修理）

身体障害者の方が、日常生活や職業生活をするために必要な、車イス・義肢・補聴器、盲

人用つえ・ストマ用器具（畜尿袋・畜便袋）・点字器などの補装具を交付（修理）します。

なお、法律で決められた、身体障害者の方の自己負担額を町が助成しますので費用の負担はありませぬ。

## 自動車運転訓練・免許取得費用の助成

下肢などに障害をもっている方が、自動車運転免許を取得する場合に費用の一部を助成します。

対象者 身体障害者手帳をもっている上肢障害者1級または下肢・体幹・内部障害者1級から4級の方  
助成額 自動車教習所の技能講習費の3/4以内（限度額10万円）  
（担当は、健康福祉課）

## 身体障害者の自動車改造費を助成

重度身体障害者の方が、就労などのために、自らが所有し運転する自動車の操作装置などを改造する場合、費用の一部を助成します。

対象者 身体障害者手帳をもつ

ている1級または2級の上肢・下肢・体躯に障害のある方  
助成額 改造に要した費用（限度額10万円）  
その他 一定以上の所得がある世帯は除きます。

## 重度心身障害者住宅設備改良費を補助

重度の身体障害者や知的障害者の方のために、玄関・浴室・便所などを改良する場合、経費の一部を補助します。

補助額 世帯の所得状況により異なります。  
限度額 40万円  
（担当は、健康福祉課）

## 身体障害者更正医療給付

身体障害者の方が、障害の程度軽減、除去のために必要な医療を受ける場合、その医療費を助成します。

## 在宅重度心身障害者に日常生活用具を給付

在宅の重度心身障害者の方の日常生活の利便を図るため、浴槽、便器、盲人用時計、点字図書などの日常生活用具を給付します。

# 母と子、児童のための福祉

## 出産費・育児費の助成

母子福祉の増進のため、一定の所得の方が出産したとき補助金を交付します。

● 町民税非課税世帯 5万円  
● 所得税非課税世帯 3万円  
（担当は、健康福祉課）

## チャイルドシート購入費補助事業

チャイルドシートの購入費の一部を補助します。

対象者 住民登録または外国人登録のある養育者  
補助額 購入金額の2分の1の額で、限度額1万円  
申請方法 健康福祉課または出張所にある所定の申請書に必要事項を記入し、領収書を添付のうえ申請してください。

## 小児医療費助成制度

乳幼児が病気などで受診したときに支払う医療費の自己負担額を助成します。

なお、障害内容によって給付品が異なります。  
費用 所得に応じて費用負担があります。

## 身体障害者手帳の診断書料を補助

身体障害者手帳の交付申請や障害の等級変更をするときは、指定医師の診断書が必要となりますが、障害のある方の負担を軽減するため、診断書料を全額補助します。

この補助を受けるためには、申請が必要ですので、申請書に診断書の支払領収書を添付してください。

## 身体障害者手帳居宅診断の実施

重度身体障害者の方が、身体障害者手帳を申請するために必要な診断書を作成するときや、在宅での医療相談が必要など、指定医師が往診を行います。

費用 無料  
（担当は、健康福祉課）

た日以降の最初の3月31日までが対象となります。  
なお、所得による制限があります。

## 休日保育を実施

保護者の方が、仕事などにより、日曜日・祝祭日に保育を必要とする場合、お子さんをお預かりします。

利用日 日曜日・祝祭日ただし12月29日から1月3日の6日間を除く。  
利用できる児童 町内に在住している3歳から就学前までの児童  
保育時間 8時30分から16時30分  
定員 1日 20名  
保育料 4時間保育 12000円  
8時間保育 24000円  
給食費 205円  
おやつ代 40円  
実施施設 町立仙石原保育園（仙石原幼稚園）  
利用方法 町立保育園・幼稚園または健康福祉課に1か月前までに申請書を提出してください。

## ひとり親家庭等医療費助成事業

母子家庭などの方が、病気などで受診したときに支払う医療費の自己負担額を助成します。

知的障害者の方が、自立更生の目的で施設・地域作業所に通う場合、支払った交通費の全額を補助します。

## 在宅児童地域訓練会

ことばや発達の遅れが心配、友達と上手に遊べないなど、悩んでいるお母さんやお子さんを対象に機能回復訓練や療育相談を行います。

開催日 月2回  
場所 さくら館・小田原市社会福祉センターなど  
（担当は、健康福祉課）

## 身体障害者入浴サービス

ねたきりの在宅の重度障害者で、家庭での入浴が難しい方のご家庭を訪問し、簡易浴槽による入浴を実施します。

利用回数 月4回以内  
利用料 無料  
利用を希望される方は、申請が必要です。  
（担当は、健康福祉課）

## 子育て相談を実施

町立保育園、幼稚園では、子育てについての悩みや不安をお持ちの方を対象にした相談を行います。

対象乳幼児 0歳から就学前まで  
場所 町立保育園・幼稚園  
あらかじめ電話連絡をお願いします。  
相談時間 9時30分から11時  
費用 無料

なお、5月から仙石原幼稚園内に子育て支援センターが開設され、各保育園・幼稚園にアドバイザーが、月1回程度巡回しますので、併せてご利用ください。

## 児童手当

義務教育就学前（小学校に入学する年の3月31日まで）の児童を養育している方に支給します。  
手当額（月額）  
第1子：5千円  
第2子：5千円  
第3子以降：1万円  
ただし、所得による制限があります。  
（担当は、健康福祉課）